

令和8年鎌ケ谷市農業委員会第7回定例総会会議

鎌ケ谷市農業委員会会長時田將は、令和8年鎌ケ谷市農業委員会第7回定例総会を鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和8年7月8日（水） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

1. 古川 和昭 委員	2. 高橋 雅浩 委員	3. 川村 誠司 委員
4. 石井 晃 委員	5. 板橋 睦男 委員	6. 熊谷 弘和 委員
7. 石井 正美 委員	8. 奥山 喜和子委員	9. 時田 將 委員
10. 山田 芳裕委員	11. 皆川 利一委員	

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

大野 辰夫 委員	飯田 展久 委員	尾形 真宏 委員
鈴木 久夫 委員	渋谷 庄司 委員	

3 事務局出席者

出席職員 3名

事務局長 市村 昌子	主査 浅海 一洋	主査補 鈴木 庸平
------------	----------	-----------

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	1件
議案第2号	農用地利用集積等促進計画について	2件
議案第3号	農地利用最適化推進委員の選任について	1件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について	3件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について	3件
報告第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について	2件

5 開 会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和8年鎌ケ谷市農業委員会第7回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、

3番、川村誠司委員、

4番、石井晃委員を指名いたします。

時田 議長 お諮りいたします。

議案第 1 号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 ご異議なしと認め、議案第 1 号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は 2 班です。

飯田展久班長より総括報告をお願いいたします。

飯田 班長 議長

時田 議長 飯田展久班長

飯田 班長 2 班の現地調査の報告をいたします。

7 月 1 日午後 2 時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員 4 名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員 3 名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について 1 件、農用地利用集積等促進計画について 2 件の合計 3 件です。

2 班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で 2 班の総括報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

時田 議長 それでは、議案第 1 号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主査補 議長

時田 議長 鈴木主査補

鈴木主査補 議案書の 3 ページをご覧ください。

議案第 1 号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、をご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆、合計面積 1 6 2 . 0 6 平方メートルです。

当該地は、令和 7 年 1 月 1 2 日に相続で取得しています。

また、申請理由は地目変更です。

当該地は、平成 1 6 年 1 0 月 1 5 日撮影の航空写真により 2 0 年以上前から宅地と道路であったことを確認しました。かつ、この間、農地法第 5 1 条の違反転用に対する処分も受けていません。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

皆川 委員 議長

時田 議長 1 1 番、皆川利一委員

皆川 委員 議案第 1 号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、
を報告いたします。

事務局において書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑 2 筆、合計面積 1 6 2 . 0 6 平方メートルで、現況は宅地と
道路になっていました。

転用後 2 0 年以上経過していることが、本証明の条件であります、事
務局説明のとおり条件を満たしていることは明らかであります。

書類審査、現地調査の結果、問題はないものと思われます。皆様のご審
議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第 1 号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご
異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第 1 号は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第 2 号農用地利用集積等促進計画について、審議番号
1 を議題といたしますが、審議番号 1 及び審議番号 2 を内容により一括審
議としたいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主査補 議長

時田 議長 鈴木主査補

鈴木主査補 議案書の 4 ページをご覧ください。

議案第 2 号農用地利用集積等促進計画について、審議番号 1 及び審議番
号 2 を一括してご説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に
基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められ
たものです。

計画は、審議番号 1 が、畑 4 筆、合計面積 4 , 7 6 0 平方メートルの新
規の賃借権で、新たに 1 0 年間の利用権を設定するもので、審議番号 2 は、
畑 2 筆、合計面積 5 , 8 2 0 平方メートルの新規の賃借権で、新たに 5 年
間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は同一法人であり、農業従事日数、所有農

業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

渋谷 委員 議長

時田 議長 渋谷庄司推進委員

渋谷 委員 議案第2号農用地利用集積等促進計画について、審議番号1及び審議番号2を一括して報告いたします。

現地は、審議番号1が、畑4筆、合計面積4,760平方メートルで、審議番号2は、畑2筆、合計面積5,820平方メートルのともに普通畑です。

本件は、事務説明のとおり、ともに新規の農用地利用集積等促進計画で、審議番号1は10年間、審議番号2が5年間の賃借権の設定を行おうとするものです。

調査の結果、いずれも問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号1及び審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号1及び審議番号2は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第3号農地利用最適化推進委員の選任について、を議題といたします。

時田 議長 会議規則第10条の規定に基づき、尾形真宏推進委員、鈴木久夫推進委員の退席を求めます。

(尾形委員、鈴木委員退席)

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 主査 議長

時田 議長 浅海主査

浅海 主査 議案書の5ページから6ページまでをご覧ください。

議案第3号農地利用最適化推進委員の選任について、をご説明いたします。

農業委員会等に関する法律により、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱することが定められ、また、鎌ヶ谷市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例では推進委員の定数を５人と定めています。

本件は、農業委員会等に関する法律第１７条に基づき、候補者を農地利用最適化推進委員に委嘱するため、選任に関し、提案するものでございます。

なお、提案に際しまして、本日、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催いたしましたので、その結果について、ご報告いたします。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い設置された農地利用最適化推進委員につきまして、令和８年２月２日から２月２７日まで公募したところ、定数５人に対し、推薦者５人の候補者となり、本評価委員会において、農地利用最適化推進委員候補者評価基準に基づき評価したところ農地利用最適化推進委員候補者評価結果一覧表の点数のとおりとなりました。また、担当地区につきましては市内全域を網羅されることとなっています。

このことにより、資料に記載されています適任となった５名の候補者に関し、農地利用最適化推進委員評価委員会として推薦するものでございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

時田 議長

それでは質疑に入ります。

（「なし」との声多数あり）

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

議案第３号について、事務局説明のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

時田 議長

全員賛成により、議案第３号は可決されました。

時田 議長

以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第１号から報告第４号までを事務局から報告願います。

鈴木主査補

議長

時田 議長

鈴木主査補

鈴木主査補

それでは、議案書の７ページをご覧ください。

報告第１号農地法第３条の３第１項の規定による届出について２件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして、議案書の８ページから９ページまでをご覧ください。

報告第２号農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出について３

件、報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について3件の合計6件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の10ページから11ページまでをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、事務局長専決により、証明書を発行いたしました

以上です。

時田 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長

以上で、令和8年鎌ヶ谷市農業委員会第7回定例総会を閉会いたします。皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時15分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 8 年 7 月 23 日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 将

鎌ヶ谷市農業委員会委員 川村 誠司

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石井 晃